

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則 (平成16年4月7日16工経教規則第1号)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学府長又は学部長</p> <p>(2) 学府副府長又は工学部副部長</p> <p>(3) 工学研究院の評議員(学府を兼務する者に限る。)</p> <p>(4) 専攻長又は学科長</p> <p>(5) <u>小金井地区総務チームリーダー</u></p> <p>(6) その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p> <p>4～11 (略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 教授会は、学府又は学部を兼務する教授、准教授及び講師並びに<u>小金井地区総務チームリーダー</u>及びその他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(委員会)</p> <p>第8条 学府及び学部に、次の委員会を置く。</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学府長又は学部長</p> <p>(2) 学府副府長又は工学部副部長</p> <p>(3) 工学研究院の評議員(学府を兼務する者に限る。)</p> <p>(4) 専攻長又は学科長</p> <p>(5) <u>小金井地区事務部事務長</u></p> <p>(6) その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p> <p>4～11 (略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 教授会は、学府又は学部を兼務する教授、准教授及び講師並びに<u>小金井地区事務部事務長</u>及びその他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(委員会)</p> <p>第8条 学府及び学部に、次の委員会を置く。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 工学府・工学部<u>入学試験</u>委員会 (3)～(6) (略) (7) 工学府・工学部<u>広報・社会貢献</u>委員会 (8)～(12) (略) <p>2 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 工学府・工学部<u>入学試験・企画</u>委員会 (3)～(6) (略) (7) 工学府・工学部<u>広報戦略</u>委員会 (8)～(12) (略) <p>2 (略)</p>	
--	--	--

附 則 (24 工規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。